

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年2月24日（平成28年（行情）諮問第189号）

答申日：平成28年5月25日（平成28年度（行情）答申第82号）

事件名：「諸外国における国益と国家安全保障戦略」の開示決定に関する件
（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「『諸外国における国益と国家安全保障戦略』に関する調査研究」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「諸外国における国益と国家安全保障戦略 平成23年3月 特定法人（電磁的記録）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年1月6日付け防官文第62号による開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（2）履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

（3）特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、

変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件は、「『諸外国における国益と国家安全保障戦略』に関する調査研究」(本件請求文書)を求める開示請求に対し、該当する行政文書の紙媒体を特定して行った、平成25年11月29日付け防官文第15757号による開示決定処分(以下「先行処分」という。)について、当該文書の電磁的記録についても、これを対象として改めて開示決定等すべきであるとした審査会答申(平成27年度(行情)答申第353号。以下「先行答申」という。)を受け、先行処分を変更し当該電磁的記録を特定し、開示することとした平成27年11月18日付け防衛大臣決定に基づき、平成28年1月6日付け防官文第62号により開示決定処分(原処分)を行ったところ、本件異議申立てが提起されたものである。

2 本件対象文書の電磁的記録について

原処分において特定した電磁的記録(本件対象文書)は、陸上自衛隊研究本部(以下「研究本部」という。)が調査研究を委託した法人が、いわゆる文書作成ソフトにより作成し、成果物として同本部に納入したデータをPDF化したものであり、当該データはPDFを作成した後に廃棄している。

3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の作成手順は上記2のとおりであり、そのため保有している電磁的記録はPDFファイル形式のみであって、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示し

なければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、本件対象文書の履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用または保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、上記(1)のとおり原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示しておらず、また、本件対象文書と開示した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に処理されていることを確認した。
- (4) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年5月11日 審議
- ④ 同月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、研究本部が該当の調査研究を委託した特定法人から提出された結果報告書（紙媒体）を特定して開示した先行処分の後、委託契約に係る仕様書の規定により特定法人から別途提出を受け、その写しが研究本部に保存されている電子データ（電磁的記録）も対象として改めて開示決定等をすべき旨の先行答申を受け、本件対象文書を特定し開示する原処分を行った。

異議申立人は、本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書（特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録）があるはずであると

して、原処分取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

諮問庁は、本件対象文書は、先行答申で開示決定等をすべきとされた研究本部に保存されている写しの電子データであって、PDFファイル形式のものであり、これ以外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有していないことは先行答申で認められたとおりである旨説明するところ、この諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、先行答申の判断を変更すべき事情は認められない。

したがって、防衛省において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書（PDFファイル形式以外の電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋